

# いじめ・不登校・発達障害等相談 利用の手順

(学校訪問型相談、関係機関と連携した訪問支援の場合)

**【受付は随時】** ※ しま地区5市町 (対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町・小値賀町) については、申込期間を設けています。  
(第1期受付: 5月第3週まで 第2期受付: 9月第3週まで)

## 電話 相談依頼

学校・保護者が 県教育センターへ  
**0957-53-1130**

## 申込み

学校が 県教育センターへ  
(公立小・中・義務教育学校の場合、市町教育委員会を通して)

- 申込票の提出 <様式1 (学校用)、様式2 (保護者用)>
- 発達検査依頼書の提出 <様式3> ※必要に応じて

## 連絡

県教育センターが 学校へ

- 電話による確認  
・相談形態、対応機関名・連絡先、今後の流れ等

## 日程調整

連絡後、  
1週間以内

学校が 対応機関へ

- 実施期日等の電話による調整
- 相談に関する時間割表の作成
- ※ 対応機関が大学の場合は、必要書類等の送付  
(「手続き書類等の提出について注意事項」を参照)

## 実施決定

県教育センターが 学校へ  
(公立小・中・義務教育学校の場合、市町教育委員会を通して)

- 決定通知の送付

## 相談・支援

相談依頼校 (園) にて相談実施

## 報告

実施後、  
2ヶ月以内

学校が 県教育センターへ  
(公立小・中・義務教育学校の場合、市町教育委員会を通して)

- 利用報告書 <様式4>